

証券コード 3985
平成30年12月5日

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号
テモナ株式会社
代表取締役社長 佐川 隼人

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年12月20日（木曜日）午後6時半までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会のお土産について】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年12月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールB
(ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第10期（平成29年10月1日から平成30年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://temona.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成29年10月1日から
平成30年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府・日銀の各種政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境は改善が続き、景気は緩やかな回復基調で推移しました。

当社の事業に関連する消費者向け電子商取引(BtoC-EC)市場においては「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備（電子商取引に関する市場調査）」によりますと、平成29年のBtoC-EC市場規模は前年比9.1%増の16.5兆円と堅調に推移しており、ECの普及率を示す指標であるEC化率（※1）が5.79%であることから更なる成長の余地があると見込めます。

このような経営環境のもと、当社では「ビジネスと暮らしを“でもなく”（※2）する」という理念に基づき、ストック型のビジネスモデルをより普及させるべく、サブスクリプションビジネスに特化したショッピングカートシステム「たまごリピート」の販売に注力してまいりました。平成30年4月には、「たまごリピート」の後継版である「たまごリピートNext」の販売を開始し、従来の消耗品の市場だけではなく、食品などのターゲットとなる市場の拡大を図ってまいりました。

「たまごリピート」及び「たまごリピートNext」については、サービス利用アカウント数の増加への取り組みを組織横断的に推進するとともに、新販売代理店制度に基づく販売パートナーの拡充、「たまごリピートNext」の販売促進活動の強化などを実施し、平成30年9月末のサービス利用アカウント数は941件（前期末比14.8%増）と堅調に推移しております。WEB接客ツールである「ヒキアゲール」は、「たまごリピート」及び「たまごリピートNext」の営業領域拡大に注力するため限定的な営業活動に留め、サービス利用アカウント数は65件（前期末比46.7%減）となっております。

以上の結果、売上高は1,245,471千円(前年同期比13.9%増)となりました。

売上原価は、「たまごりピートNext」の販売開始に伴い、当該システムの保守費用が増加しておりますが、「たまごりピート」の直販体制の構築に伴う原価率改善により、294,319千円（前年同期比1.1%増）となりました。販売費及び一般管理費は、人材採用の強化に伴う人件費・採用費の増加や本社オフィスの増床による賃料の増加、消耗品の購入などから、646,600千円（前年同期比20.3%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、営業利益304,550千円(前年同期比15.1%増)、経常利益323,532千円(前年同期比24.6%増)、当期純利益214,050千円(前年同期比29.3%増)となりました。

なお、当社はEC支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

※1 EC化率：BtoCの市場規模を分母、BtoC-EC市場規模を分子として算出した割合。

※2 てもなく：古くからの日本語である「てもなく(手も無く)」は、「簡単に、たやすく」という意味。当社の社名の由来であり、「ビジネスと暮らしを"てもなく"する」は、当社の経営理念でもあります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は57,662千円であり、その主なものは本社オフィスの増床に伴う建物附属設備41,558千円及び工具、器具及び備品9,173千円の投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社の所要資金として、金融機関より長期借入金として200,000千円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (平成27年 9 月期)	第 8 期 (平成28年 9 月期)	第 9 期 (平成29年 9 月期)	第 10 期 (当事業年度) (平成30年 9 月期)
売 上 高(千円)	450,511	768,458	1,093,395	1,245,471
経 常 利 益(千円)	47,131	126,894	259,568	323,532
当 期 純 利 益(千円)	39,968	87,087	165,563	214,050
1 株当たり当期純利益(円)	4.99	10.51	17.69	20.11
総 資 産(千円)	462,164	808,501	1,679,474	2,044,872
純 資 産(千円)	161,052	249,767	1,079,952	1,317,290
1 株当たり純資産額(円)	19.45	29.96	102.24	121.30

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、平成27年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

① 既存事業の収益拡大

当社は、「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」の2つのサービスを提供し、お客様のニーズに応えるべく、これまでその育成に努めてまいりました。今後もこの2つのサービスの安定的・継続的な発展が収益基盤の基礎として必要不可欠なものであると考えております。そのためにも、継続的なユーザビリティの改善、安定的なサービス提供が必須であります。今後も、既存サービスにおいて継続的な機能の拡充、保守体制の強化を行うことにより、更に信頼性を高め、既存サービスの収益基盤の拡大を行ってまいります。

② サービス間のシナジーの拡大

当社が提供する「たまごリピート」及び「ヒキアゲール」の2つのサービスのシナジーを強化し、より一体化させたトータルソリューションの提供を行う必要があると考えております。そのためには、当社のサービスに蓄積するビッグデータを活用する必要があります。

今後この分野においては、市場ニーズの拡大が見込まれるため、更なるサービス開発や新技術の獲得・活用を図ってまいります。

③ 新規事業及び新サービス開発による収益基盤の拡大

当社は、急激な事業環境の変化に対応し、更なる収益の拡大を図るために、事業規模の拡大と新たな収益源の確保が必須であると考えております。このために、お客様の潜在需要をいち早く読み取り、新サービス開発に積極的に取り組むことで、更なる収益基盤の拡大を図ってまいります。

④ 他企業との連携

当社は、更なる成長のため、既存事業の強化や利用者数拡大、新たな事業への展開や新市場への進出等を目指すに当たり、そのスピードアップを図るため、今後、状況によっては他企業との提携やM&A等が必要になるものと考えております。そのため、今後の事業展開においても、他企業との提携の必要性を常に考慮に入れたうえで進めてまいります。

⑤ 技術革新への対応

当社は、情報技術の革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上重要な要素であると認識しております。当社といたしましては、業界内の主要ベンダーや技術コミュニティから発せられる最新情報を定期的に入手し、自社製品に迅速に反映することでサービスの先進性や安定性を確保していく方針であります。

⑥ 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社は、少人数で効率的な組織運営を行ってまいりましたが、今後の成長のためには、人員拡充と更なる社員の能力の維持・向上が必要であると考えております。

事業の拡大や多角化により、高い専門性を有する人材の獲得及び育成の必要性が高まっており、必要な人材を十分に確保することが重要な経営課題となっております。そのため、積極的な人材採用活動はもちろんのこと、実力・能力主義の報酬体系の実施、教育研修制度の充実、業務の効率化、外部ノウハウの活用などの取り組みを強化してまいります。

⑦ 情報管理体制の強化

当社は、SaaS方式でのサービスを展開しており、ビッグデータを保持していることから、情報管理体制の強化は重要課題と認識しております。そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

また、平成26年7月より、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しております。

⑧ 内部管理体制の強化

当社は、更なる事業拡大、継続的な成長を遂げるためには、コンプライアンス体制の強化及び確固たる内部管理体制構築を通じた業務の標準化と効率化の徹底を図ることが重要であると考えております。当社といたしましては、内部統制の環境を適正に整備し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによって、内部管理体制の強化を図り、企業価値の最大化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年9月30日現在）

当社は、EC事業者を中心に、定期通販に特化した「たまごリピート」「ヒキアゲール」の2つのサービスを提供しております。

なお、当社はEC支援事業の単一セグメントでの事業を行っておりますので、以下ではサービスライン及びブランド区分にしたがって記載いたします。

サービス名	ブランド名	事業内容
たまごリピート	たまごリピート	ネットショップの購入者をリピーターに育て上げることをコンセプトにしたショッピングカート付リピート通販専用webサービス
	たまごサブスクリプション	化粧品や健康食品といった日用品の領域から、食品やアパレル等あらゆる商材への進出を目的に「たまごリピート」システムを活用してサブスクリプションビジネスを行う別ブランド化したサービス
	たまごリピートNext	化粧品や健康食品といった日用品の領域から、食品やアパレル等あらゆる商材への対応を行い、大規模通販事業者にも耐えうるよう新たに開発した「たまごリピート」の後継サービス
ヒキアゲール	ヒキアゲール	web上において、対面での接客と同じように一人ひとりに合わせた対応を行うことで広告効果を上げ、成約率を向上させることを目的とした販売促進サービス

(6) 主要な事業所（平成30年9月30日現在）

本社：東京都渋谷区

(7) 従業員の状況（平成30年9月30日現在）

従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
65名（11名）	+18名（+4名）	29.0歳	2.1年

（注）従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	215,847千円
株式会社みずほ銀行	99,980
株式会社三菱UFJ銀行	41,683

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年9月30日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 8,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 2,705,150株 |
| (3) 株主数 | 1,134名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 g a t z	1,040,000株	38.45%
佐 川 隼 人	710,400	26.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	220,700	8.16
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	79,300	2.93
中 野 賀 通	52,800	1.95
牟 田 正	31,600	1.17
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	24,200	0.89
DEUTSCHE BANK AG LONDON 610	23,681	0.88
鈴 木 隆 廉	23,000	0.85
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	21,300	0.79

(注) 持分比率は自己株式（198株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は平成30年8月7日開催の取締役会決議において、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は32,000,000株に、発行済株式の総数は10,820,600株となりました。

当該株式分割は、平成30年10月1日を効力発生日としておりますので、上記事項は株式分割前の株式数を基準としております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		平成27年9月15日	平成28年9月13日
新株予約権の数		13,000個 (注) 2、6	23,100個 (注) 2、6
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 26,000株 (新株予約権1個につき2株) (注) 2、5、6	普通株式 46,200株 (新株予約権1個につき2株) (注) 2、5、6
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 46.5円 (1株当たり 23.25円) (注) 5、6
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 600円 (1株当たり 300円) (注) 5、6	新株予約権1個当たり 600円 (1株当たり 300円) (注) 5、6
権利行使期間		平成29年9月16日から 平成37年9月14日まで	平成30年1月1日から 平成33年12月31日まで
行使の条件		(注) 3	(注) 4
役員 の 保有 状況 (注) 1	取締役 役 (社外取締役を 除く)	新株予約権の数 13,000個 目的となる株式数 26,000株 保有者数 2名 (注) 2、5、6	新株予約権の数 23,100個 目的となる株式数 46,200株 保有者数 3名 (注) 2、5、6

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与していません。
 2. 退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。
 3. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 (1) 権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
 (2) 当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。
 (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 (4) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
 4. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
 (1) 新株予約権者は、下記のいずれかの業績を達成した場合に新株予約権を行使することができるものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき概念に重要な変更があった場合には、下記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

- ① 平成29年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」又は「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、新株予約権者は、下記に定めるそれぞれの予算達成割合のうち低い方の達成割合に応じて、新株予約権行使可能数を調整する。予算達成割合が100%の場合に上限個数の80%を行使可能とし、同様に、予算達成割合が80%の場合に上限個数の60%、予算達成割合が70%の場合に上限個数の50%を行使可能とする。予算達成割合が70%未満の場合は、新株予約権の行使可能数は0個とする。
 - ② 平成30年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」又は「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の30%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、①と同様に行使可能数を調整する。
 - ③ 平成31年9月期の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成しない場合は、損益計算書）において、平成28年9月13日の臨時株主総会において新株予約権の行使条件とした「目標」又は「予算」を満たすことを要し、同期における売上高もしくは営業利益が目標を達成した場合は、新株予約権者は、発行新株予約権総数の40%を上限に新株予約権を行使できる。ただし、売上高と営業利益のどちらについても目標を達成できない場合、①と同様に行使可能数を調整する。
- (2) 新株予約権の質入れその他の処分をすることはできない。
 - (3) 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、相続人はその権利を行使することができない。
 - (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (5) 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (6) 権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
 - (7) 当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場すること。
5. 平成30年2月7日開催の取締役会決議により、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の払込金額」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
 6. 平成30年8月7日開催の取締役会決議により、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割は、平成30年10月1日を効力発生日としておりますので、本事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第4回新株予約権
発行決議日	平成29年12月16日	
新株予約権の数	98個 (注) 1、4	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 19,600株 (新株予約権1個につき200株) (注) 1、3、4	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 618,400円 (1株当たり 3,092円) (注) 1、3、4	
権利行使期間	平成32年1月10日から 平成37年1月9日まで	
行使の条件	(注) 2	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数 98個 目的となる株式数 19,600株 交付者数 40名 (注) 1、3、4

(注) 1. 退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有すること。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合は、この限りでない。
 - (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
 - (3) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
3. 平成30年2月7日開催の取締役会決議により、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、上表の「新株予約権の目的となる株式の数」「新株予約権の払込金額」「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
4. 平成30年8月7日開催の取締役会決議により、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割は、平成30年10月1日を効力発生日としておりますので、本事項は当該株式分割前の株式数を基準としております。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成30年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐川隼人	株式会社gatz代表取締役
取締役	中野賀通	CTO
取締役	鈴木隆廉	CCO
取締役	小林靖弘	株式会社コバ代表取締役社長 株式会社MMB代表取締役社長
常勤監査役	笹間正郎	
監査役	五十嵐紀代	森川法律事務所代表
監査役	高松悟	高松公認会計士・税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役小林靖弘氏は、社外取締役であります。
2. 監査役笹間正郎氏、五十嵐紀代氏及び高松悟氏は、社外監査役であります。
3. 宮崎善輝氏は、平成29年12月22日開催の第9期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
4. 監査役高松悟氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社では、取締役の意思決定に基づき現場実務レベルでのより迅速で機動的な業務遂行を図るために、執行役員制度を導入しております。執行役員は4名であり、青柳陽介氏、本多渉氏、細田和宏氏、重井孝之氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

・会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	43,750千円 (2,850)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	8,850 (8,850)
合 計 (うち社外役員)	8 (4)	52,600 (11,700)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、平成29年12月22日開催の第9期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年9月15日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成29年12月22日開催の第9期定時株主総会において、年額15,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役小林靖弘氏は、株式会社コバの代表取締役社長及び株式会社MMBの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役五十嵐紀代氏は、森川法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・監査役高松悟氏は、高松公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小林 靖 弘	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 笹 間 正 郎	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監視し、適宜必要な発言を行っております。
監査役 五十嵐 紀 代	当事業年度に開催された取締役会17回の全て、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
監査役 高 松 悟	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、コンプライアンス規程を定める。
 - (b) 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - (c) 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。
 - (d) 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、社内通報制度を設ける。また、是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
 - (e) 内部監査担当者は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (a) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理に関する主管部署を置き、管理対象文書とその保管部署、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
 - (b) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
 - (c) 主管部署及び文書保管部署は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について、継続的な改善活動を行う。
 - (d) 内部監査担当者は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (a) リスク管理の全体最適を図るため、内部監査担当者は、リスク管理及び内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
 - (b) 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて専門性を持った会議体で審議する。主管部署は、事業部門等を交えて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
 - (c) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。
 - (d) 本項の (b)、(c) のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
 - (e) 内部監査担当者は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (b) 事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社の全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として毎週開催する。
 - (c) 事業計画に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - (d) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの主管部署を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
 - (e) 内部監査担当者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当社は、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、監査役と協議して設置することとする。
 - (b) 監査役を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は、監査役と協議して行う。
- ⑥ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
 - (b) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
 - (c) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ⑦ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
 - (b) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。

- ⑧ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備
 - (a) 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
 - (b) 内部監査担当者は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。
 - (c) 実際の作業等は、企業会計基準その他関連法規に従って実施する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 内部統制システム全般
当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、必要に応じて改善を進めております。
- ② コンプライアンス
当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
- ③ リスク管理体制
経営会議及びリスク管理会議において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。
- ④ 内部監査
内部監査担当者が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,805,001	流動負債	496,632
現金及び預金	1,661,496	買掛金	22,078
売掛金	75,364	1年内返済予定の長期借入金	127,503
前払費用	61,727	未払金	114,624
繰延税金資産	6,695	未払費用	12,300
その他	103	未払法人税等	101,703
貸倒引当金	△386	前受金	100,612
固定資産	239,871	預り金	17,809
有形固定資産	54,465	固定負債	230,950
建物	40,482	長期借入金	230,007
工具、器具及び備品	13,982	ポイント引当金	943
無形固定資産	2,624	負債合計	727,582
ソフトウェア	2,624	(純資産の部)	
投資その他の資産	182,780	株主資本	1,312,524
投資有価証券	50,000	資本金	363,227
敷金及び保証金	61,871	資本剰余金	353,227
繰延税金資産	70,908	資本準備金	353,227
資産合計	2,044,872	利益剰余金	596,754
		その他利益剰余金	596,754
		繰越利益剰余金	596,754
		自己株式	△683
		新株予約権	4,765
		純資産合計	1,317,290
		負債純資産合計	2,044,872

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年10月1日から
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,245,471
売上原価		294,319
売上総利益		951,151
販売費及び一般管理費		646,600
営業利益		304,550
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	0	
受取保険金	19,943	
自動販売機収入	141	20,099
営業外費用		
支払利息	1,114	
その他	2	1,117
経常利益		323,532
特別利益		
投資有価証券売却益	17,556	17,556
特別損失		
固定資産除却損	4,863	4,863
税引前当期純利益		336,225
法人税、住民税及び事業税	152,995	
法人税等調整額	△30,820	122,175
当期純利益		214,050

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年10月1日から
平成30年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			株 主 資 本 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	352,810	342,810	342,810	382,703	382,703	—	1,078,325	1,627	1,079,952
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	10,416	10,416	10,416				20,832		20,832
当 期 純 利 益				214,050	214,050		214,050		214,050
自 己 株 式 の 取 得						△683	△683		△683
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								3,138	3,138
当 期 変 動 額 合 計	10,416	10,416	10,416	214,050	214,050	△683	234,199	3,138	237,337
当 期 末 残 高	363,227	353,227	353,227	596,754	596,754	△683	1,312,524	4,765	1,317,290

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～15年

工具、器具及び備品 4年～8年

また、取得価格10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金

ポイント制度に基づき顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末における将来利用見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を平成30年4月1日以降適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,584千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,318,300	1,386,850	—	2,705,150

(変動事由の概要)

株式分割による増加 1,340,260株
新株予約権の権利行使による増加 46,590株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	198	—	198

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 99株
株式分割による増加 99株

(注) 当社は、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。なお、発行済株式に関する事項及び自己株式に関する事項につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(3) 当事業年度の末日における新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 55,795株

(注) 当社は、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。なお、新株予約権の目的となる株式数につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金を銀行借入等で調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に本社オフィスの賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を把握しております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金のための資金調達であります。これらは、返済又は利息の支払期日において流動性リスクに晒されているため、担当部署が適時に資金計画を作成し、管理を行っております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、顧客ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

業務上の関係を有する企業の株式は、定期的に時価や発行体の財政状況などを把握し、保有状況を継続的に見直しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が毎月資金繰り計画を更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2.参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,661,496千円	1,661,496千円	—千円
(2) 売掛金	75,364	75,364	—
(3) 敷金及び保証金	61,871	56,678	△5,193
資 産 計	1,798,733	1,793,539	△5,193
(1) 買掛金	22,078	22,078	—
(2) 未払金	114,624	114,624	—
(3) 未払費用	12,300	12,300	—
(4) 未払法人税等	101,703	101,703	—
(5) 預り金	17,809	17,809	—
(6) 長期借入金（※）	357,510	357,452	△57
負 債 計	626,026	625,969	△57

（※）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、返還予定時期を合理的に見積り、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当事業年度 (平成30年9月30日現在)
投資有価証券（非上場株式）	50,000千円

投資有価証券（非上場株式）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	68,585千円
未払事業税	5,039千円
ポイント引当金	288千円
未払賞与	1,537千円
敷金及び保証金	2,034千円
その他	118千円
繰延税金資産合計	77,604千円
繰延税金資産の純額	77,604千円

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 121円30銭
 (2) 1株当たり当期純利益 20円11銭

(注) 当社は、平成30年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、また、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。このため、「1株当たり純資産」及び「1株当たり当期純利益」につきましては、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年11月22日

テモナ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岡 本 和 巳 ⑩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 野 水 善 之 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テモナ株式会社の平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月22日

テモナ株式会社 監査役会
 常勤監査役（社外監査役） 笹間 正郎 ㊟
 監査役（社外監査役） 五十嵐 紀代 ㊟
 監査役（社外監査役） 高松 悟 ㊟

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化とガバナンスの強化を図るため社外取締役に1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	佐川 隼人 (昭和55年1月29日)	平成12年8月 平成コンピュータ(株)入社 平成19年10月 グローバルデベロッパーズジャパン(株)取締役 平成20年6月 ZUTTO(株)取締役 平成20年10月 当社設立 代表取締役社長(現任) 平成28年3月 (株)gatz 代表取締役(現任)	1,750,400株 (注)7、9
		(取締役候補者とした理由) 佐川隼人氏は、当社設立時より代表取締役社長を務め、最高経営責任者として取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しております。これまでの豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力により、当社の経営を牽引することができると判断し、取締役候補者といたしました。	
2	中野 賀通 (昭和60年1月10日)	平成19年4月 (株)エイジア入社 平成27年1月 当社入社 平成27年9月 当社取締役CTO(現任)	52,800株 (注)9
		(取締役候補者とした理由) 中野賀通氏は、取締役CTOとして経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、システム開発分野に関する豊富な経験と卓越した知見を有することから、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。	

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	すず き たか ゆき 鈴木隆廉 (昭和46年2月13日)	<p>平成6年4月 (株)もしもしホットライン(現りらいあコミュニケーションズ(株))入社</p> <p>平成18年1月 (株)エイジア入社</p> <p>平成27年5月 当社入社</p> <p>平成27年9月 当社取締役CFO</p> <p>平成29年10月 当社取締役CCO(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>鈴木隆廉氏は、取締役CCOとして経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、豊富な経験をもとに当社の組織文化の醸成、コミュニケーションの活性化を行うとともに、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者いたしました。</p>	23,000株 (注)9
4	こ ばやし やす ひろ 小林靖弘 (昭和44年5月28日)	<p>平成4年4月 (株)リクルート入社</p> <p>平成11年4月 (株)MTI入社</p> <p>平成12年12月 (株)ハイジ(現アクセルマーク(株))取締役</p> <p>平成14年10月 アクセルマーク(株)代表取締役社長</p> <p>平成24年1月 (株)コバ代表取締役社長(現任)</p> <p>平成28年9月 当社取締役(現任)</p> <p>平成29年5月 (株)MMB代表取締役社長(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>小林靖弘氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社社外取締役としての責務を果たしております。当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、社外取締役候補者いたしました。</p>	6,000株 (注)8、9

候補者 番号	ふ り が な 氏 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	※ ない とう しん いち ろう 内 藤 真 一 郎 (昭和42年6月13日)	<p>平成 3年 4月 (株)リクルート人材センター(現(株)リクルートキャリア)入社</p> <p>平成 6年 10月 (株)日本リモデル入社</p> <p>平成 7年 12月 ペルソン・アンド・ペルソンエンターテインメント(有)(現(株)ペルソン)設立 取締役</p> <p>平成 8年 12月 (株)アレスト(現(株)ファインドスター)設立 取締役</p> <p>平成 10年 7月 同社代表取締役(現任)</p> <p>平成 21年 7月 (株)MDK代表取締役(現任)</p> <p>平成 27年 9月 スターアセットコンサルティング(株) 代表取締役(現任)</p> <p>平成 27年 11月 (株)ファインドスターグループ 設立 代表取締役(現任)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>内藤真一郎氏は、WEBマーケティングに関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の持続的成長を推進するにあたり、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断し、社外取締役候補者といたしました。</p>	一株

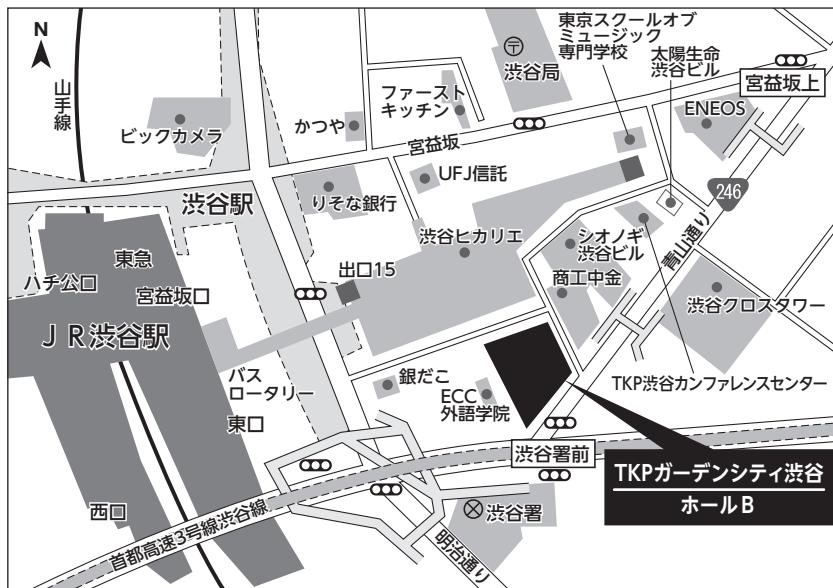
- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
 - 佐川隼人氏は、当社の経営を支配している者であります。
 - 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 小林靖弘氏及び内藤真一郎氏は、社外取締役候補者であります。
 - 小林靖弘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年3か月となります。
 - 当社は、小林靖弘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 内藤真一郎氏が取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。

8. 当社は、小林靖弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、内藤真一郎氏が取締役就任した場合、同氏を東京証券取引所が定める独立役員とする予定であります。
9. 佐川隼人氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社gatzが保有する株式数も含んでおります。
10. 小林靖弘氏の所有する当社の株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社コバが保有する株式数も含んでおります。
11. 当社は、平成30年10月1日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。上記「所有する当社の株式数」につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールB
電話番号 03-4577-9253



- 交通
- JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
 - 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
15番出口より徒歩2分
 - 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
 - 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。